

神戸市火災予防条例第49条 (防火対象物の安全避難) に関する資料

神戸市消防局予防部査察課

神戸市火災予防条例第49条の概要①

神戸市火災予防条例（昭和三十七年条例第六号）

第49条 令別表第一に掲げる防火対象物の避難対策は、火災が発生した場合に人命に危険が生じないように配慮しなければならない。

2 令別表第一(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の様式替えをする者は、**二方向避難経路**(居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路のほか**バルコニー等**を経由して避難することができる経路をいう。)を確保しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 延べ面積が6,000平方メートル未満の防火対象物について有効にスプリンクラー設備を設置するとき。

二 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(高齢者専用部分又は身体障害者専用部分を含むものを除く。)で次のいずれかに該当するものを設置するとき。

ア 令第21条に規定する基準を満たす自動火災報知設備(防火対象物の階数が2であるときに限る。)

イ 屋外の階段(防火対象物の延べ面積が150平方メートル未満であるときに限る。)

3 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物に係る前項に規定する二方向避難経路については、室内からバルコニー等への避難を容易にするため、その開口部は**段差のないもの**その他これに準ずるものにしなければならない。



神戸市火災予防条例第49条の概要②

規制対象

- ①消防法施行令 別表第1 (5)項に掲げる防火対象物：ホテル、共同住宅（マンション）等
- ②消防法施行令 別表第1 (6)項に掲げる防火対象物：病院、福祉施設等
- ③消防法施行令 別表第1 (16)項に掲げる防火対象物：①、②の用途に供される部分



二方向避難経路は、すべての居室等（就寝の用に供する部分）について確保する。 ※共同住宅にあっては1住戸を一の居室とみなす。

規制を受けない条件

- ◆ 延べ面積が6,000㎡未満の防火対象物について、有効にスプリンクラー設備を設置するとき。
- ◆ 令別表第1 (5)項口に掲げる防火対象物（高齢者専用部分又は身体障害者専用部分を含むものを除く。）で次のいずれかに該当するものを設置するとき。
 - ・ 令第21条に規定する基準を満たす自動火災報知設備（防火対象物の階数が2であるときに限る。）
 - ・ 屋外の階段（防火対象物の延べ面積が150㎡未満であるときに限る。）



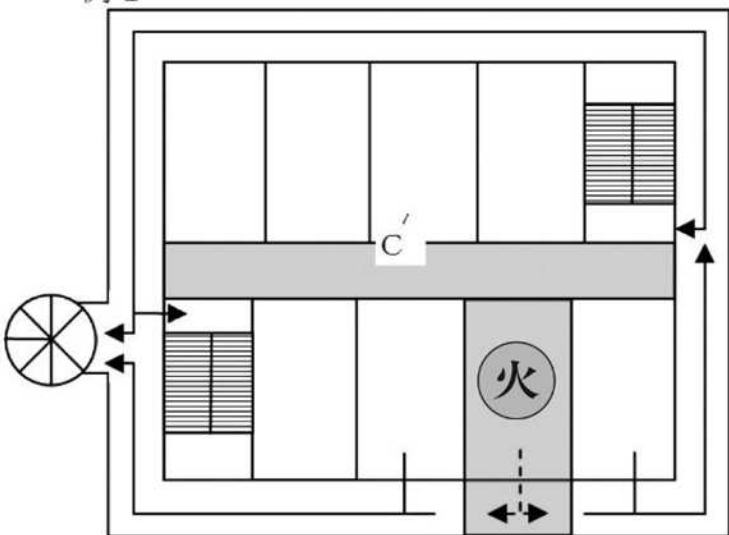
神戸市火災予防条例第49条の概要③

二方向避難経路の考え方

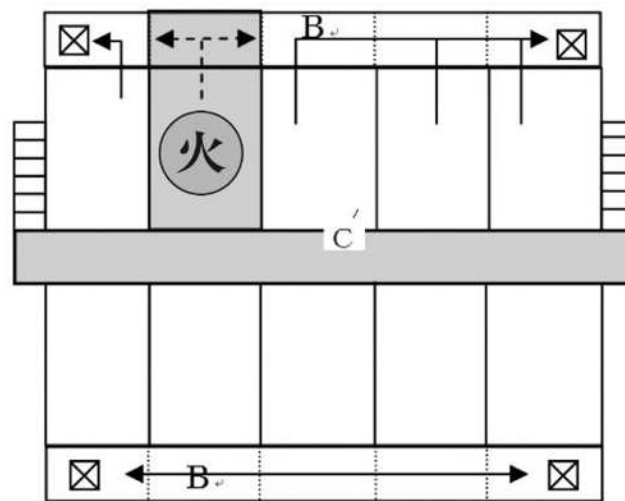
二方向避難経路とは、「居室の出入口等（玄関等）」の他、「バルコニー等」を經由して避難することができる経路」のことをいいます。

- ◆ 出火室及びその前（玄関側、バルコニー側共に）は避難時には使えない。
- ◆ 屋内廊下の場合は出火室の前だけでなく、その階の廊下全てが煙で汚染されることが懸念されるため、避難時には使えない。
- ◆ バルコニーへ避難後は避難器具あるいは階段を使用して、安全に建物の外まで避難できること。
- ◆ 出火室だけでなく、その建物にいる人が安全に避難できること。

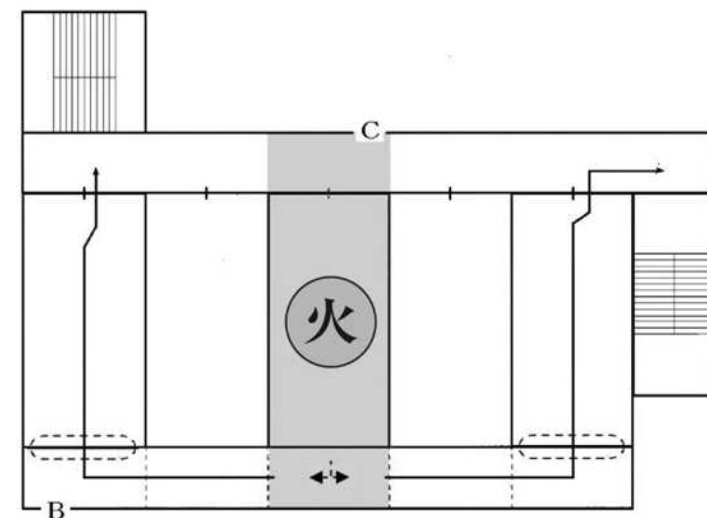
例1



例2



例3



【凡例】 C：開放廊下 C'：中廊下 B：バルコニー ←→：避難経路 ・：避難設備又は器具 ■：火災時使用できない部分



神戸市火災予防条例第49条の制定背景

制定の背景

- ・昭和50年代、全国的にホテルや病院などで火災が相次いで発生し、特に、昭和57年のホテルニュージャパン火災では、バルコニーが無かったために複数の宿泊客が窓から飛び降り、多数の死傷者が発生

- ・昭和58年に神戸市内の共同住宅で発生した火災では、部屋にとり残された小学生を近隣の住民がバルコニーの仕切り板を破って無事に救出

- ・これらを背景として、バルコニー等二方向避難経路の確保の必要性を強く感じ、昭和59年に神戸市火災予防条例に努力義務として規定化

- ・二方向避難経路の確保は100%達成されている現状や建築基準法が改正され、民間の指定確認検査機関でも確認を行うことができることとなったことから指導の徹底を図ることを目的として、平成11年に義務規定化

図表2 2方向避難を必要とした最近の火災事例抜粋

対象物名 (用途)	火災 年月日	構造・規模	焼損程度	死者 負傷者	2方向避難を必要とした状況
ホテル ニュー ジャパン (ホテル)	S57. 2. 8	耐火10/2F 延46,697m ²	4,186m ² 焼 損	32/34	9Fを中心に多数の客が各室に取り残され、窓からはご車で救助されたり、又は飛び降りた者も多かった。
船原 ホテル (ホテル)	S58.11.24	耐火4/2F 延9,988m ²	4F 1,060m ² 焼 損	0/6	3F廊下に煙が充満したため、数名の客が窓からロープにより脱出したが、途中で落下する者もいた。
万葉 ホテル (旅館)	S58.12. 1	木造3/2F 延1,952m ²	全 焼	0/7	各階廊下に煙が充満したため、18名中9名が窓から屋根の上等に避難し、その多くが飛び降り等で負傷した。
西新 中央病院 (病院)	S57.10.24	耐火5F 延1,064m ²	全 焼	0/5	階段・廊下に煙が充満したため、ほとんどが各室の窓から脱出し、飛び降り等により5名が負傷した。
第2白雲荘 (共 住 宅)	S58. 6. 2	耐火4F 1室 延1,061m ² 18m ²	焼 損	1/2	2F以上にいた36名のうち、10名が各室内に取り残され、窓から隣の建物に飛び移ったり、救助されたりした。
市営 神の谷住宅 (共 住 宅)	S58.11. 9	耐火5F 1住戸 延1,476m ² 63m ²	焼 損	0/0	階段室型共同住宅の階段部分に煙が充満したため、室内に閉じ込められた親子がベランダより破壊板を破って避難した。

出典：神戸市消防局査察課「消防と建築」
昭和59年度第156号, 84N0. 6, 図表2

各用途に係る消防法令の規制について（他都市の二方向避難経路規制状況）

●兵庫県内の状況

都市名等	内容
神戸市	<ul style="list-style-type: none">・ ホテル・病院・福祉施設等について火災予防条例で義務規定・ 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例で社会福祉施設等（(6)項口）について義務規定
芦屋市、尼崎市、宝塚市、三田市	<ul style="list-style-type: none">・ 病院・福祉施設等について火災予防条例で努力規定・ 兵庫県建築条例で社会福祉施設等（(6)項口）について義務規定
その他の市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 兵庫県建築条例で社会福祉施設等（(6)項口）について義務規定

●兵庫県外の状況

都市名等	内容
大阪市	<ul style="list-style-type: none">・ 高層建築物等に係る防災計画や社会福祉施設等における防火安全対策指導基準に基づき指導
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策の指導基準に基づき指導



各用途に係る消防法令の規制について（消防用設備等設置義務拡大に係る主な経緯）

●病院・診療所（（6）項イ）

契機		設置義務の拡大
H25. 10	福岡市有床診療所火災	・スプリンクラー設備 病院等の一部で延3,000㎡→すべてに拡大

●社会福祉施設等（（6）項ロ・ハ）

契機		設置義務の拡大
S62. 6	東京都特別養護老人ホーム火災	・スプリンクラー設備 社会福祉施設の一部で延6,000㎡→1,000㎡に拡大
H18. 1	大村市グループホーム火災	・スプリンクラー設備 社会福祉施設の一部で延1,000㎡→延275㎡に拡大 ・自動火災報知設備 社会福祉施設の一部で延300㎡→すべてに拡大
H25. 2	長崎市グループホーム火災	・スプリンクラー設備 社会福祉施設の一部で延275㎡→すべてに拡大

●ホテル・旅館（（5）項イ）

契機		設置義務の拡大
H24. 5	福山市ホテル火災	・自動火災報知設備 ホテル・旅館で延500㎡→すべてに拡大



各用途に係る消防法令の規制について（消防用設備等設置基準）

●病院・診療所（（6）項イ）

消防用設備等	現行基準
消火器	すべて（無床診療所等は延150㎡以上）
スプリンクラー設備	すべて（避難のために患者の介助が必要な病院等に限る。その他の病院、有床診療所等は延3,000㎡以上、無床診療所等は延6,000㎡以上）
自動火災報知設備	すべて（無床診療所等は延300㎡以上）

●老人短期入所施設等（（6）項ロ）

消防用設備等	現行基準
消火器	すべて
スプリンクラー設備	すべて（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外にあっては延275㎡以上）
自動火災報知設備	すべて

●老人デイサービスセンター等（（6）項ハ）及びホテル・旅館（（5）項イ）

消防用設備等	現行基準
消火器	延150㎡以上
スプリンクラー設備	延6,000㎡以上
自動火災報知設備	すべて（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）



防火対象物の安全避難に関する有識者会議の目的

●本有識者会議の目的

ホテル、病院、福祉施設等の避難について、専門的な見地及び関係団体の立場から幅広く意見をいただき、神戸市火災予防条例第49条（防火対象物の安全避難）のあり方について検討する。

